

島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例（平成 18 年島根県条例第 42 号）第 20 条第 1 項の規定に基づき、道路等について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針を次のように定める。

平成 18 年 12 月 28 日

島 根 県 知 事 澄 田 信 義
島根県公安委員会委員長 室 崎 富 恵

犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針

第 1 通則

1 目的

この指針は、島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例（平成 18 年島根県条例第 42 号）第 20 条第 1 項の規定に基づき、道路、公園、駐車場及び駐輪場（以下「道路等」という。）に関し、防犯上配慮すべき事項を定め、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する道路等の普及を図ることを目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) この指針は、公共の場として不特定かつ多数の者が利用する道路等を対象とする。
- (2) この指針は、道路等を設置し、又は管理する者等（以下「道路等の管理者等」という。）に対し、防犯性の向上に係る企画・設計及び施設整備上配慮すべき事項や具体的な手法等を示し、自発的な取組を促すものであり、何らかの義務を負わせ、又は規制を課すものではない。
- (3) この指針の規定は、道路等に占用物件を設置し、又は管理する者（道路等の管理者等を除く。）においても配慮すべきものである。
- (4) この指針に基づく取組の推進に当たっては、道路等における犯罪の発生状況、地域住民等の意見・要望等を勘案するとともに、関係者と協議し、特に犯罪の防止への配慮が必要な道路等を選定した上で実施するよう努めるものとする。
なお、この指針の適用に当たっては、関係法令の制約等に配慮し、地域や道路等の実情に応じて運用するものとする。
- (5) この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 配慮すべき事項

1 道路

(1) 歩道と車道の分離

道路の構造や周辺の状況等を勘案し、必要に応じ防護柵や歩車道境界ブロック・植栽等により歩道と車道を分離すること。

(2) 見通しの確保

安全施設や植栽等について、種類や配置を考慮し、道路における見通しを確保すること。

(3) 明るさの確保

防犯灯及び道路照明灯（注1）を適切に配置することにより、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度（注2）を確保すること。

(4) 防犯設備の設置

地下道等の防犯上特に注意を払うべき箇所においては、必要に応じ防犯ベル、防犯カメラ等の防犯設備を設置すること。

注1)「道路照明灯」とは、道路交通の安全、円滑な利用を図ることを目的に、交差点や横断歩道等に道路照明施設設置基準に基づき、道路管理者が設置する交通安全施設の一つである。

注2)「人の行動を視認できる程度以上の照度」とは、4メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度をいい、平均水平面照度（床面又は地面における平均照度をいう。以下同じ）が概ね3ルクス以上のものをいう。

2 公園

(1) 見通しの確保

樹木については、公園内に極力死角をつくらぬよう配置するとともに、適正な維持管理を行うことにより、見通しを確保すること。

(2) 見通しに配慮した遊具等の設置

遊具等の設置については、極力死角をつくらぬものを選定するとともに、周囲から見通しの良い配置とすること。

(3) 明るさの確保

公園内の照明については、公園の種類・規模・性格・特徴・夜間利用の形態等を十分に把握し、園内に極端な暗部ができないよう光源の明るさ・照度・配置・灯柱高等を検討し適切な配置とすること。

また、公園の照度は主な場所で5ルクス以上、その他の場所で1ルクス以上を確保すること。

(4) 便所を設置する場合の配慮事項

公園内に便所を設置する場合は、以下に配慮すること。

ア 園路及び公園周辺道路から近い場所等、周囲からの見通しが確保された場所に設置すること。

イ 建物の入口付近及び内部においては、人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度（平均水平面照度が概ね50ルクス）を確保すること。

ウ 個室等で非常事態が発生した場合に備え、防犯ベル等を設置すること。

3 駐車場及び駐輪場

(1) 見通しの確保及び周囲との区分

駐車場及び駐輪場（以下「駐車場等」という。）の外周は、周辺の状況等を勘案し、周囲からの見通しが確保できるフェンス等で区分された構造とすること。

(2) 明るさの確保

地下又は屋内の駐車場については、駐車のために供する部分の床面において2ルクス以上、車路の路面において10ルクス以上、屋外の駐車場については、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度を確保すること。

ただし、これらの照度の確保に代えて、門扉等による閉鎖その他の防犯対策を講ずる場合はこの限りではない。

(3) 具体的対策

駐車場等の管理にあたっては、その設置場所、規模等に応じた必要な防犯上の措置を講ずるものとする。

ア 管理者等が常駐し、又は巡回すること。

イ 管理者がモニターするためのカメラを設置すること。

ウ 死角をなくすためのミラーその他の防犯設備を設置すること。

エ チェーン用バーラック、サイクルラック等の設置等自転車の盗難防止措置を講ずること。

(4) 管轄警察署との連携

ア 設置者は、駐車場等を新設し、又は変更しようとする場合には、必要に応じ管轄警察署から助言を求め、効果的な構造、設備の設置に努めること。

イ 管理者は、管轄警察署から犯罪発生状況等の情報提供を受け、駐車場等利用者に対する広報活動に努めること。

4 防犯カメラの設置に係る留意事項

防犯カメラを設置する場合には、録画機能を有するものを使用し、有効な管理体制の在り方を併せて検討するとともに、見通しの補完、犯罪の防止等の観点から有効な位置、台数等を検討し適切に配置すること。

また、防犯カメラを設置する部分の照明設備は、設置場所に応じた照度を確保するほか、当該防犯カメラが有効に機能するため必要となる照度が確保されていること。

なお、防犯カメラの設置に当たっては、必要に応じ管轄警察署等から助言を求め、管理責任者、撮影範囲、画像の利用及び提供の制限、画像の保存期間等について規定する運用基準を定めること並びに防犯カメラが設置されていることを設置区域内に明示することなどにより、プライバシーの保護に努めること。

附 則

この指針は、平成 18 年 12 月 28 日から施行する。

この指針は、平成 29 年 8 月 28 日から施行する。